

保 発 0221 第 2 号
令 和 6 年 2 月 21 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う
施術管理者の要件について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成
30年1月16日付け保発0116第2号）について、その一部を別添のとおり改正し、
令和6年4月1日から適用することとしたので、その取扱いについては遺漏なきようご配
慮願いたい。

(別添)

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 2 号)

別紙 1

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について(施術管理者の要件に係る取扱) 1 (略) 2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとする。 (1)～(2) (略) (3) 受領委任通知別添 1 別紙第 2 章 9 の受領委任の届け出又は別添 2 第 2 章 9 の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、<u>3</u>年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は<u>2</u>年まで)とすること。 (4) 略 3～9 (略)	柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について(施術管理者の要件に係る取扱) 1 (略) 2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとする。 (1)～(2) (略) (3) 受領委任通知別添 1 別紙第 2 章 9 の受領委任の届け出又は別添 2 第 2 章 9 の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、<u>二</u>年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は<u>一</u>年まで)とすること。 (4) 略 3～9 (略)